

ID: 198

担当部署: 健康福祉部 こども未来課 子育て支援係

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	名寄市乳幼児等医療費の助成に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成18年条例第122号		
<p>【根拠条文】 (助成の申請) 第6条 医療費の助成は、保護者の申請に基づき行うものとする。 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、医療担当者等に支払うことにより行うことができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第5条の規定による。 (助成の範囲) 第5条 市長は、医療保険各法による被保険者及び被扶養者であって、名寄市の区域内に住所を有する世帯(生活保護法による被保護世帯を除く。)に属する乳幼児等に係る医療費から食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額(以下「助成金」という。)を保護者に対して助成する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和3年7月28日